

○「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）について」

<p>総論</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本指針や政省令の策定をはじめ本法に基づく施策の展開に当たっては、有識者会議その他の種々の方法を活用しながら、多種多様な経済活動の実態を踏まえた多様な意見を反映できる、透明性の高い枠組みを整備することを基本方針に明確に位置付けるべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等の自由な経済活動との両立を確実に図るためには、第4次産業革命等の動きを踏まえた昨今の最新の技術動向や産業動向も十分に踏まえた各界の種々の意見を幅広く抽出反映できる枠組みが必要不可欠である。なお、新経済連盟は、デジタル経済下における経済安全保障の観点について2021年10月にすでに政策提言をしている。 https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/15509.html
<p>P.6</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制措置の実施に当たっての留意事項として、措置内容は必要最小限とすることを明記すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済活動との両立を図る観点からは、合理的に必要と認められる最小限度で行われるということを明確にすべきである。
<p>P.11</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法に関する情報提供として、事業者にとっての留意事項は何か分かるわかりやすい資料の作成を行っていくことを明記すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法案の条文の説明だけでは事業者にとってはわかりにくいところがある。そのため、例えば、情報提供活動としては、事業運営に当たってのチェックポイントのようなものをつくる、具体事例の記述などを入れるなどの工夫が必要である。

○「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(案)について」

<p>総論</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定重要物資の指定や安定供給確保取組方針の策定に当たっては、有識者会議その他の種々の方法を活用しながら、多種多様な経済活動の実態を踏まえた多様な意見を反映できる、透明性の高い枠組みを整備し、意見を反映することを明確に位置付けるべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等の予見可能性の確保を図るためには、第4次産業革命等の動きを踏まえ、昨今の最新の技術動向や産業動向も十分に踏まえた各界の種々の意見を幅広く抽出反映できる枠組みが必要不可欠である。例えば、第4次産業革命の進展に伴いハードウェア中心の経済からソフトウェア中心の経済に移行する中では、物資といっても幅広い概念になりうるものであり、その外延をきちんと議論できる体制が必要である。また、安定供給の確保の目標や実施する施策等を安定供給確保取組方針で記述するためには、サプライチェーン全体にわたる多様なプレイヤーの実態等を踏まえたものにしないと、実効性のあるものにはならないことに留意が必要である。
-----------	---

<p>P.7-8 P.24</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定や、物資所管大臣による事業者へのサプライチェーン調査等は、あくまで必要最小限にとどめることを明記すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも民間事業者による取り組みが主であるため、事業者の自発性に基づく計画等への支援を中心とするべきであり、それ以外の措置、つまり、行政裁量が大きく民間に不合理な負担をしいることにもなりかねない措置は必要最小限にとどめるべきである。 ・
<p>P.7</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給確保計画の認定に当たっては、複数事業者が対象になることに十分留意すべきであることを明記すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で多数のプレイヤーにより形成されてきたこと、経済安全保障の趣旨に立ち返った場合サプライチェーンの脆弱性を回避する必要があること等を踏まえるべきである。

○「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(案)について」

<p>総論</p>	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安全保障重要技術育成プログラムや協議会の運用ルール等の制度設計について、個々の研究内容に応じた柔軟できめ細かい対応をして決定していくことのできる体制の整備を図っていくことを明記すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際にこのプログラムに参加した場合に自由な研究活動との両立を図ることができるか、スタートアップ等が参画しやすくメリットが感じられる環境を確保できるか等との関係から、どのような配慮事項や工夫が協議会運営ルール等の制度設計に必要なについては、今後の研究開発ビジョンの内容、公募要件、採択された案件の内容等とも密接に関連する部分があり、引き続きそれぞれに応じて柔軟できめ細かい対応が必要になってくるため。
-----------	---